

○質問と回答

NO	質 問	回 答
1	各施設の現在の電力供給会社と契約種別及び現在の計量日を教えてください。	中国電力株式会社です。業務用の契約メニューでの契約です。検針日は現在毎月1日です。
2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	仕様書のとおりです。
3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。	ありません。
4	入札書、内訳書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	作成日で問題ありません。
5	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか（力率割引を考慮する）	仕様書に記載のとおり、力率は100%としてください。
6	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ（エクセル）でいただく事は可能ですか。	内訳書のデータは「入札付属書」を使用してください。予定電力使用量のデータは「仕様書別紙2」を使用してください。
7	内訳書は任意様式でも問題ないでしょうか？	入札付属書<記載要領>注1のとおりです。
8	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	入札付属書（積算内訳書）の基本料金及び電力量料金の単価欄には税込みを記載します。
9	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	入札説明書2 入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項（5）の通りです。
10	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうかまたは全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか（同一単価での提出となります）	様式1-1の1枚でよいです。
11	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でご対応は可能でしょうか。	請求書の要件を満たしている場合は、落札後に協議可能です。
12	お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	請求書の要件を満たしている場合は、落札後に協議可能です。
13	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
14	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	契約書（案）第2条のとおりです。
15	ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか	請求書の要件を満たしている場合は、落札後に協議可能です。
16	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。（長期連休時に20日頃になる可能性がございます）ご承諾いただけますでしょうか。	請求についての詳細は落札決定後に協議します。また、契約書（案）第11条第2項のとおり、支払期日は協議の上定めます。
17	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	問題ありません。

NO	質 問	回 答
18	毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ございませんでしょうか。	落札決定後に協議します。
19	複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか？	落札決定後に協議します。
20	弊社の請求書は、原則、Webサイト上で速報版請求書翌月5営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月7営業日より順次掲載致しますがよろしいでしょうか？	請求書の要件を満たしている場合は、落札後に協議可能です。
21	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	契約書（案）第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。また、同条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について、協議により決定します。
22	燃料費調整単価について、入札時の仕様書および契約書等にて「当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価、及び算出式を適用」されている場合は、その管轄電力会社が独自で設定しています負担軽減策（割引金額）については、当社は適用いたしません。ご了承いただけますでしょうか？	契約書（案）第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。
23	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
24	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約金額の変更については、契約書（案）第2条第2項のとおりです。また、第10条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議により決定します。契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり協議により決定します。 なお、入札説明書2入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項（9）もご確認ください
25	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力については、契約書（案）第8条のとおりです。 また、契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり協議により決定します。
26	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	対応できません。
27	「30分値データ」等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。	「30分値データ取得についての同意書」の詳細がわかりかねますので、落札決定後に協議します。
28	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります	「30分値データ取得についての同意書」の詳細がわかりかねますので、落札決定後に協議します。

NO	質 問	回 答
29	入札保証金及の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須となりますでしょうか。	必要ありません。
30	入札保証金免除について、免除申請に必要な書類及び提出のタイミングについてご教示お願いいたします。	入札説明書1 競争入札に付する事項(6) 入札保証金②アに該当する場合は、提出書類は不要です。イに該当する場合は、入札保証保険証券を提出ください。また提出については、④に記載のとおりです。
31	施設において建築・増築にかかる移転はございますか。	令和7年度は校舎長寿命化工事を数校予定していますが、契約内容はまだ決まっていないため、詳細はお伝え出来ません。協議を行うことは可能です。
32	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。	現時点では契約内容はまだ決まっていないため、詳細はお伝え出来ません。
33	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	現時点では契約内容はまだ決まっていないため、詳細はお伝え出来ません。契約後、協議します。
34	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	入札説明書1 1 (3) 記載のとおり、ホームページへ掲載いたしますので個別の連絡は行いません。
35	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	請求書の写しを提出することはできませんが、落札決定後、電力切替手続きに必要な情報は提供します。
36	「広告」の5(1) 参加資格確認申請書類には「岡山市物品購入等郵便入札実施要綱第7条第5項により参加資格の有無の確認を行う対象者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認申請書等は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと」と記載されていますが、入札書及び入札付属書と一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を同封してお贈りしてもよろしいでしょうか。	入札公告5(1)の通りです。開札後の速やかな提出をお願いします。
37	入札書と入札内訳書は割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。	ホチキス止め、割印等は必要ありません。
38	積算内訳書の電気料金総価額(税抜)欄ですが月ごとの値が記載できない仕様になっております。税込み金額の総価を税抜き処理対応でよろしいですか。その際の端数処理につきご指示願います。	入札説明書3(2)のとおりです。
39	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書あり)を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願い申し上げます。	請求書の要件を満たしている場合は、落札後に協議可能です。
40	契約に至った場合は、2025年4月1日改定の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。	契約書(案)第10条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、協議により決定します。

NO	質 問	回 答
41	<p>契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>令和7年度は校舎長寿命化工事を数校予定していますが、契約内容はまだ決まっていないため、詳細はお伝え出来ません。協議を行うことは可能です。</p>
42	<p>契約締結期限（7日以内）の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。 またこちらは、土日・祝日を含んだ日数でしょうか。 契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが 契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。</p>	<p>土日・祝日を含んだ日数です。 詳細は、入札説明書10契約書の作成に関する事項（2）をご確認ください。</p>
43	<p>第6条（権利義務の譲渡等） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 乙は本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡しまたは承継させてはならない。ただし甲の承認を受けた場合はこの限りではない。 この後に→ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。</p>	<p>契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり、協議により決定します。</p>
44	<p>第8条（契約電力の増減） 下記文言を2項として追加願えませんでしょうか。 →2 前項において定めた契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。</p>	<p>契約書（案）の内容を基本としますが、協議の上、条文等の詳細を決定することとします。</p>
45	<p>第9条（使用電力量の計量及び検査） 計量日に関する記載がございましたが下記文言追記をお願いできますか。 『計量は各施設毎月1日午前0:00とする』・・・計量日が1日の場合</p>	<p>契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり、協議により決定します。契約書（案）の内容を基本としますが、協議の上、条文等の詳細を決定することとします</p>
46	<p>第9条（使用電力量の計量及び検査）第11条（電気料金の支払） 記載では「検査後、請求」となっておりますが、 実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途（もしくは16日+3営業日後を目途）に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面： 計量⇒検査⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。 また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。 と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。</p>	<p>落札決定後に協議します。</p>

NO	質 問	回 答
47	<p>第10条（電気料金の算定） 6項として下記文言を追記願えませんでしょうか。</p> <p>→6 力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。</p>	<p>契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり、協議により決定します。</p>
48	<p>第11条（電気料金の支払） ・今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。 ・2項に「甲は乙から適法な支払請求書を受領した後甲と乙が協議の上定める期日までに当該請求額を支払うこととする。」とありますが、下記文言に修正願えませんでしょうか。</p> <p>→2 甲は乙から適法な支払請求書を受領した後請求書受領後30日以内に当該請求額を支払うこととする。</p>	<p>支払いは振込です。 契約書（案）第11条第2項のとおり、支払期日は協議の上定めます。</p>
49	<p>第17条2項（乙の損害賠償請求等） 「年2.5パーセント・・・」ではなく、『政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条2項参照の上』と条文を変更いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書（案）の内容を基本としますが、協議の上、条文等の詳細を決定することとします。</p>
50	<p>第〇条（違約金・・・） 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項を追加をお願いしますでしょうか。 『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第2条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	<p>契約書（案）第12条第1項により契約が解除となった場合は、同条第2項のとおりです。なお、契約書は、契約書（案）の内容を基本としますが、協議の上、条文等の詳細を決定することとします。</p>
51	<p>契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施期間）への通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	<p>契約金額は落札額のとおりとします。ただし、契約締結後の契約金額の変更については、契約書（案）第2条第2項のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。</p>
52	<p>弊社が落札した場合、弊社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。</p>	<p>契約書（案）第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。</p>

NO	質 問	回 答
53	<p>供給期間中において燃料費等調整を行わない（燃料費等調整額を請求しない）メニューでの応札は可能でしょうか。（上記の場合）現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。一方で燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算又は減額される（燃料費等調整自体がない場合もある）ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整については、入札説明書10契約書の作成に関する事項（1）及び契約書（案）第10条のとおりとさせていただきます。</p>
54	<p>仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか）。成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。</p>	<p>入札（開札）後落札者を決定するまでの間については、入札説明書6入札の失格に関する事項（5）のとおりです。落札者の決定後、契約を締結するまでの間については、岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア若しくは第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止となった場合は、原則として契約を締結しません。岡山市指名停止基準については次のページでご確認ください。 https://www.city.okayama.jp/jigyosha/cmsfiles/contents/0000012/12366/shimeiteishi0604.pdf 指名停止を理由として契約を締結しない場合の罰則規定はありません。</p>
55	<p>切替時に契約電力が500kW以上の協議制契約に変更になる場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)</p>	<p>問題ありません。</p>
56	<p>弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
57	<p>請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。</p>	<p>請求についての詳細は落札決定後に協議します。</p>
58	<p>電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）</p>	<p>落札決定後に協議します。</p>
59	<p>請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、（基本料金単価×契約電力）+力率割引・割増相当額となりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>電気料金の算定については、契約書（案）第10条を基本とします。落札決定後、詳細は協議の上決定することとします。</p>
60	<p>仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書（案）の内容を基本としますが、協議の上、条文等の詳細を決定することとします</p>
61	<p>入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますか。</p>	<p>ホチキス止め、割印等は必要ありません。</p>

NO	質 問	回 答
62	入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。	ホームページにアップされているデータを使ってください。
63	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	契約書（案）第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。
64	当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	契約書（案）第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとし、同条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議により決定します。 なお、入札説明書2入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項（9）もご確認ください。
65	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整については、入札説明書10契約書の作成に関する事項（1）及び契約書（案）第10条のとおりとしてください。
66	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	入札説明書8落札者の決定に関する事項により、落札者を決定後、11その他（3）記載のとおり、入札の結果をホームページへ掲載いたします。
67	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第3位を四捨五入し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気料金の算定については、契約書（案）第10条を基本としますが、協議の上、条文等の詳細を決定することとします。 また、契約単価については、契約書（案）第2条のとおり、消費税及び地方消費税を含む額となります。
68	当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款等の変更、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定または改廃その他著しい状況の変化等があった場合に契約単価変更の協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約金額の変更については、契約書（案）第2条第2項のとおりです。また、契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり協議により決定します。
69	複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
70	入札保証金の免除を希望する場合、必要な書類はございますでしょうか。提出時期および提出期日についてもご教示願います。	入札説明書1競争入札に付する事項（6）入札保証金②アに該当する場合は、提出書類は不要です。イに該当する場合は、入札保証保険証券を提出ください。また提出については、④に記載のとおりです。

NO	質 問	回 答
71	契約書第9条「毎月の電力量の計量日は甲と乙とが協議の上各月ごとに定めるものとし乙は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。」とございますが、ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書およびマイページよりお客様ご自身でダウンロードできる30分値データにて代えさせていただくことは可能でしょうか。	問題ありません。
72	電気料金総価額を税抜にする際の端数処理に指定ございますでしょうか。	入札付属書<記載要領>注5のとおりです。
73	入札書に加え、施設毎に単価が異なる場合は入札付属書（様式1-2）および入札付属総括表（様式2）を提出し、全施設の単価が同じ場合は入札付属書（様式1-1）のみ提出するという認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。
74	一般競争入札参加資格確認申請書および各書類（入札書、入札付属書を除く）については、落札業者のみ提出するという認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。
75	内訳書に入力する単価は税込か税抜単価になるかどちらになりますでしょうか。税抜単価で入札する場合、契約時や請求時は単価を税抜から税込とさせていただきます。その際に小数点以下に端数が生じてしまいますが端数処理方法に指定がございましたらご教示お願いいたします。	入札付属書（積算内訳書）の基本料金及び電力量料金の単価欄には税込みを記載します。
76	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価の小数点以下表示に指定はございますか。（例：小数点以下2位まで表示など）	入札付属書<記載要領>注5のとおりです。
77	内訳書の記載に関して、基本料金・従量料金の月合計などの端数処理に指定はございますか。（例：合計した値の端数は切り捨てなど）	入札付属書<記載要領>注5のとおりです。
78	内訳書の記載に関して、年間総価金額（税込み金額）から入札金額（税抜き金額）に表示しなおす際の端数処理に指定はございますか。（例：税込みから税抜きの割り戻しは端数切り上げなど）	入札付属書<記載要領>注5のとおりです。
79	入札金額の算定時には、燃料費調整額を含みますでしょうか。また、燃料費調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。含む場合、何年何月分のもを適用するかご教示お願いします。	入札説明書2 入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項（6）のとおりです。
80	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発足賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のもを適用するかご教示お願いいたします。	入札説明書2 入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項（6）のとおりです。
81	内訳書について入札書と同封してよろしいでしょうか。同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	問題ありません。 留め方や割り印の指定はありません。
82	・入札書の送付時は二重封筒の指定はございますでしょうか。	入札説明書3（1）の通りです。市販の封筒で構いません。

NO	質 問	回 答
83	<p>・弊社は立ち会いせず初度入札のみ参加し、落札者が決まらず 2 回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に二回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要があるでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>入札回数は 1 回です。</p>
84	<p>・予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>ありません。</p>
85	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか。下記確認をお願い致します。</p> <p>(500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせて頂きます。</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間を頂きます。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間を頂きます。</p> <p>管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)</p>	<p>契約電力の増減については、契約書（案）第 8 条のとおりとします。また、契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第 2 2 条第 1 項のとおり協議により決定します。</p>

NO	質 問	回 答
86	<p>請求書の表記(2025年〇月分)について、</p> <p>【繰上検針の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月1日から2025年4月30日まで使用した電気料金は、2025年4月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2025年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p> <p>【分散検針の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月18日から2025年5月17日まで使用した電気料金は、2025年5月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2025年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p>	<p>燃料費等調整については、入札説明書11契約書の作成に関する事項(1)及び契約書(案)第10条第3項のとおりです。詳細については落札決定後に協議します。</p>
87	<p>弊社では、入札時に管轄エリアのみなし小売電気事業者が現在適用・実施している燃料費等調整制度を前提とし単価設定を行っております。</p> <p>弊社が落札した場合、入札時のみなし小売電力事業者の燃料費等調整制度を契約期間中適用させて頂く事を前提としております。</p> <p>入札以降にみなし小売電気事業者の燃料費等調整制度が変更された場合には全体の電気料金が入札時の料金に比べ大きく変動する可能性があるため協議とさせて頂きたいのですが問題ないでしょうか。</p>	<p>契約書(案)第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。</p> <p>また、同条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について、協議により決定します。</p> <p>なお、入札説明書2入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項(9)を確認の上、入札してください。</p>
88	<p>弊社の請求書は、原則、翌月10営業日迄にWebサイト上で開示、15営業日迄に原本の到着とし(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)、検針日から30日以内にお支払いいただくこととし、年度末も同様の対応をいただいておりますがご了承いただけますでしょうか。ご了承いただけない場合協議により決定させていただきますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>請求についての詳細は落札決定後に協議します。また、契約書(案)第11条第2項のとおり、支払期日は協議の上定めます。</p>
89	<p>弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)</p>	<p>請求書の要件を満たしている場合は、落札後に協議可能です。</p>
90	<p>契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>入札説明書10契約書の作成に関する事項(2)のとおりです。</p>

NO	質 問	回 答
91	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。 また、分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	支払いは振込です。 一括請求で構いません。
92	入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、契約履行証明書等の提出書類をご教示願います。	入札説明書 1 競争入札に付する事項（6）入札保証金②アに該当する場合は、提出書類は不要です。イに該当する場合は、入札保証保険証券を提出ください。 契約保証金については、（7）契約保証金・契約保証人のとおり免除です。書類は不要です。
93	再生可能エネルギー供給を含む契約について、再生可能エネルギー電気の比率に関して確認できる資料については毎年7月頃の発行となりますがご了承いただけますでしょうか。	契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり、協議により決定します。
94	中国電力が2025年4月より燃料調整費の算出見直しがございますが、見直し後の算出を適用してよろしいでしょうか。	入札説明書 2 入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項（9）及び10 契約書の作成に関する事項（1）のとおりとしてください。
95	入札保証金については入札説明書に記載がございますが、過去3年間に岡山市様と締結した実績がない場合は、必ず保証金が必要になるのでしょうか。	入札説明書 1 競争入札に付する事項（6）入札保証金②のとおりです。過去3年間に本市と締結した実績がない場合でも、必ず入札保証金が必要というわけではありません。